

原管発官R4第101号

令和4年6月28日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小早川 智明

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書

(6号及び7号発電用原子炉施設の変更)

本文及び添付書類の一部補正について

平成26年12月15日付け、原管発官26第242号をもって申請（令和元年10月24日付け原管発官R1第125号、令和元年12月17日付け原管発官R1第156号、令和2年12月18日付け原管発官R2第230号、令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正）しました当社、柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の本文及び添付書類を下記のとおり一部補正いたします。

記

柏崎刈羽原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）の本文及び添付書類を、別添のとおり補正する。

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。

別添

別紙2（本文）の一部補正

添付書類五の一部補正

添付書類六の一部補正

添付書類八の一部補正

別紙2（本文）の一部補正

別紙 2（本文）を次のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
－3－	22 行 ～ 25 行		
－4－	1 行 ～ 9 行		

なお、頁は令和 4 年 6 月 21 日付け原管発官 R4 第 11 号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
－12－	4 行 ～ 7 行	特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに <u>対してその重大事故等</u> に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。	特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに <u>による重大事故等</u> に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。
－41－	17 行 ～ 23 行		

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
－42－	11 行の下	(追加)	
－42－	17 行		

なお、頁は令和 4 年 6 月 21 日付け原管発官 R4 第 11 号で一部補正した頁を示す。

添付書類五の一部補正

添付書類五を次のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
5-5	17 行	第一種放射線取扱主任者 <u>35名</u> (62名)	第一種放射線取扱主任者 <u>135名</u> (62名)

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

添付書類六の一部補正

添付書類六を次のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
6-3-36	21 行 ～ 24 行	<p>なお、基礎地盤の安定性評価に及ぼす影響が大きいと考えられる□</p> <p>□について</p> <p>ては、主要な物理特性・強度特性が概ね□</p> <p>□の試験結果のばらつきの範囲に収まることを確認した。</p>	<p>なお、基礎地盤の安定性評価に及ぼす影響が大きいと考えられる□</p> <p>□について</p> <p>ては、主要な物理特性・強度特性が□</p> <p>□で採取したボーリングコアを用いた室内試験結果のばらつきの範囲に概ね収まることを確認した。</p>
6-5-7	15 行 ～ 18 行	<p>なお、令和4年3月23日付け原規規発第2203234号により通知を受けるまでに既に設計した耐震設計等に基づ準地震動を用いる施設等は、周期1.7秒以上の長周期側に鉛直方向の固有周期を有しないことを確認している。</p>	<p>なお、令和4年3月23日付け原規規発第2203234号により通知を受けるまでに既に設計した<u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</u>（それぞれにおいて当該施設が機能を維持するためには必要な施設等を含む）のうち、耐震設計等に基づく地震</p>

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
			動を用いる施設等は、 周期1.7秒以上の長周 期側に鉛直方向の固有 周期を有しないことを 確認している。

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

添付書類八の一部補正

添付書類八を次のとおり補正する。

頁	行	補正前	補正後
8-1-1	14 行 ～ 19 行	<p>加えて、特定重大事 故等対処施設のうち少 なくとも一の施設は、 「実用発電用原子炉及 びその附属施設の位 置、構造及び設備の基 準に関する規則第三十 八条（重大事故等対処 施設の地盤）、第三十 九条（地震による損傷 の防止）及び第四十条 (津波による損傷の防 止)」を満たす設計と する。<u>ここで、これら</u> <u>の設計を満たす施設</u> <u>を、以下「特定重大事</u> <u>故等対処施設（一の施</u> <u>設）」という。</u></p>	<p>加えて、特定重大事 故等対処施設のうち少 なくとも一の施設は、 「実用発電用原子炉及 びその附属施設の位 置、構造及び設備の基 準に関する規則第三十 八条（重大事故等対処 施設の地盤）、第三十 九条（地震による損傷 の防止）及び第四十条 (津波による損傷の防 止)」を満たす設計と する。</p>
8-1-22	5 行の後	(追加)	

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8-1-24	13 行 ～ 15 行	また、地下水位については、地下水排水設備の機能を考慮した水位又は <u>地下水位観測孔の観測記録より保守的に設定した水位</u> とする。	また、地下水位については、地下水排水設備の機能を考慮した水位又は <u>観測記録や必要に応じて浸透流解析等を考慮して保守的に設定した水位</u> とする。
8-1-46	6 行 ～ 9 行	特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに <u>対してその重大事故等</u> に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。	特定重大事故等対処施設は、火災により原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる <u>重大事故等</u> に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災防護対策を講じる設計とする。

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8-1-77	21 行の下	(追加)	
8-1-83	7 行 ～ 10 行	特定重大事故等対処 施設は火災により原子 炉建屋等への故意によ る大型航空機の衝突そ の他のテロリズムに <u>対</u> <u>して</u> その重大事故等に 対処するために必要な 機能を損なうおそれが ないよう、火災発生防 止、火災感知及び消火 の措置を講じるものと する。	特定重大事故等対処 施設は火災により原子 炉建屋等への故意によ る大型航空機の衝突そ の他のテロリズムに <u>よ</u> <u>る</u> 重大事故等に対処す るために必要な機能を 損なうおそれがないよ う、火災発生防止、火 災感知及び消火の措置 を講じるものとする。
8-2-4	7 行 ～ 8 行		

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
		を設ける。	を 設ける。
8-10- 39	22 行 ～ 24 行		

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8-10- 101	6 行 ～ 7 行		
8-10- 118	7 行 ～ 9 行		
8-10- 119	6 行		

なお、頁は令和4年6月21日付け原管発官R4第11号で一部補正した頁を示す。